

新潟航路往復
日帰り

大蓮寺の五百羅漢

佐渡寺院めぐりツアー

佐渡島内に現存する280前後の寺院の中から、見所のある寺院を厳選し、全4コースを設定しました。各コース3回ずつの設定にしましたので、ご都合の良い日に合わせて是非、ご参加ください。
※御朱印をご希望されるお客様へ：行程時間を考慮し「書き置き用紙」にて対応させていただきます。
【御朱印代は、各寺院共通で1枚300円（当日、各寺院にて現金のみの取り扱い）になります。】

◆ **ご旅行代金 大人13,800円 小児10,800円**

旅行代金に含まれるもの：往復乗船代(ジェットフォイル&カーフェリー2等)、拝観料、昼食代、島内交通費、ガイド代、旅行特別補償保険料等

◆ **募集人員 各24名(最少催行10名)** / 添乗員は同行いたしません。(現地スタッフ対応)

◆ **行程** ※本年は宗派で分けたコースと地域で分けた全4コースをご用意しました!

Aコース(日蓮宗の寺院) 出発設定日: **5月10日(日)** / 7月29日(水) / 10月2日(金)

新潟港(7:55 発)~~ジェットフォイル~~両津港==本光寺==実相寺
==妙照寺==佐渡歴史伝説館・昼食==妙宣寺==世尊寺==
本光寺==根本寺==両津港(16:05 発)~~カーフェリー2等~~
【拝観料300円】
新潟港(18:35 着) ※昼食は【お刺身御膳】になります。



日蓮聖人が庵を結んだ名刹。聖人自らが山号・寺号を授けた寺としても有名。



境内には県内唯一の五重塔があり、「正中の変」で配流された日野資朝の墓などがある。

Bコース(真言宗の寺院) 出発設定日: **6月10日(水)** / 9月4日(金) / **11月1日(日)**



本堂向かいにある回転装置付きの八角形厨子を備えた「八祖堂」は、県の有形文化財。



大和の長谷寺を模した長谷寺(ちょうこくじ)はボタン寺の他、うさぎ観音でも有名。

新潟港(7:55 発)~~ジェットフォイル~~両津港==東光院==善光寺
==長谷寺==慶宮寺==佐渡歴史伝説館・昼食==国分寺==
大慶寺==安照寺==両津港(16:05 発)~~カーフェリー2等~~
新潟港(18:35 着) ※昼食は【お刺身御膳】になります。

Cコース(南佐渡の寺院) 出発設定日: **4月26日(日)** / 6月26日(金) / 10月21日(水)

新潟港(7:55 発)~~ジェットフォイル~~両津港==本行寺==禅長寺
==小木家・昼食==海潮寺==大蓮寺==蓮華峰寺==智光坊==
両津港(16:05 発)~~カーフェリー2等~~新潟港(18:35 着)
※昼食は【佐渡こしひかりセット】になります。



弘法堂・金堂等の国の重要文化財が多く点在する蓮華峰寺。アジサイ寺としても有名。



境内には「五百羅漢堂」、秘仏マリア観音を祀る「観音堂」、「布袋堂」等が点在する。

Dコース(相川他の寺院) 出発設定日: **5月27日(水)** / 7月10日(金) / **9月20日(日)**



初代佐渡奉行・大久保長安が創建した寺院で、長安が生前に建立した「逆修塔」がある。



「ろうそく能」で知られる世阿弥ゆかりの寺院で、「腰掛けの石」が残っている。

新潟港(7:55 発)~~ジェットフォイル~~両津港==大安寺==弾誓寺
==総源寺==金山茶屋・昼食==胎蔵寺==定福寺==曼荼羅寺
==正法寺==両津港(16:05 発)~~カーフェリー2等~~新潟港
(18:35 着) ※昼食は【海鮮丼・そばミニセット】になります。

※利用バス会社：おけさ観光タクシー ※画像は全てイメージです。

★お申し込み先は裏面をご覧ください。

必ずお読みください

「佐渡寺院めぐりツアー」の旅行代金には、行程に明示された交通費・昼食代・旅行業務取扱料・消費税等諸税が含まれています。

■最少催行人員：10名様以上となります。(受付最少人員：大人 1 名様以上) ■添乗員：添乗員は同行いたしません。現地スタッフが対応します。■小児：小児代金は小学生が対象となります。昼食は、大人の内容に準じたメニューとなります。■拝観料等：行程に明示された施設拝観料は、旅行代金に含まれております。■船舶の欠航：利用予定便の船舶欠航についての対応は、下記の「船舶の欠航について」をご覧ください。■取消および変更：取消・変更が生じた場合は、お申し込み店の営業時間内にお申し出ください。その場合、当社が定める旅行業約款に基づき、取消料を受取致します。■未成年者(20歳未満)のみでの参加、また親権者以外の方と参加される場合は、親権者様の同意をいただいておりますので、同意書の提出をお願い致します。

船舶の欠航について

佐渡汽船・ジェットfoil・カーフェリーの就欠航の決定については、原則として出航時刻の 60 分前となります。

就欠航のお問い合わせにつきましては、乗船港に直接お問い合わせください。[新潟港:025-245-5111]

【往路便が欠航】●ツアーキャンセル(催行中止)となり、ご旅行代金は全額返金となります。(新潟港までの交通費については、お客様のご負担となります。)

【島内で全ての航路が欠航】●天候の急変等により佐渡発の全ての便が欠航した場合、島内にてご宿泊いただきます。

●その場合、宿泊代・食事代・島内交通費等はお客様負担となり、帰着日は翌日以降となります。

【共通のご案内】●就欠航について、お申込店よりお客様へ直接ご連絡を差し上げる場合がございます。(この場合、お客様において旅行中止を判断された場合は、取消料の対象とはなりません。)

●尚、お客様自身の判断により、就欠航未定時の旅行中止については、取消料の対象となります。

●その他の事項につきましては、佐渡汽船株式会社の運送約款によります。

ご旅行条件(要約) お申し込みの際には、別途お渡しする旅行条件書をお受け取りください

(このパンフレットは、旅行業法第 12 条の 4 に定める取引条件説明書面及び同法 12 条の 5 に定める契約書面の一部となります)

この旅行は、佐渡汽船株式会社(以下「当社」といいます。)が企画・実施するものです。この旅行条件は、当チラシに記載されている条件のほか当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)及び別途お渡しする旅行条件書、最終日程表によります。

1. 旅行のお申込み及び契約の成立時期

(1) 当社所定の旅行申込書に所定の事項を記入のうえ、お一人様につき下記の申込金又は旅行代金全額を添えてお申込みいただきます。申込金は、旅行代金・取消料又は違約金のそれぞれ一部として取り扱います。

旅行代金	申込金(お一人様)
30,000 円未満	6,000 円以上旅行代金まで
30,000 円以上 60,000 円未満	12,000 円以上旅行代金まで
60,000 円以上 90,000 円未満	18,000 円以上旅行代金まで
90,000 円以上	旅行代金の 20% 以上旅行代金まで

(2) 当社は電話・郵便・ファクシミリその他の通信手段によるお申込みを受け付けることがあります。この場合、予約の時点では契約は成立しておらず、当社が予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して 3 日以内に申込書の提出と申込金の支払いをしていただきます。この期間内に申込書の提出と申込金の支払いがなされない場合、当社はお申込みがなかったものとして取り扱う場合もあります。

(3) 募集型企画旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し上記の申込金を受領したときに成立するものとします。

2. 旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 14 日前までにお支払いいただきます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 13 日目にあたる日以降にお申込みの場合は、旅行開始日前の当社が指定する期日までにお支払いいただきます。

3. 旅行代金に含まれるもの、含まれないもの

旅行日程に明示した交通費、宿泊費、食事代、旅行業務取扱料及び消費税等諸税を含んでいます。これらの諸費用は、お客様のご都合により利用されなくても払い戻しいたしません。

4. 旅行契約内容の変更

当社は天災地変・戦乱・暴動・運送・宿泊機関等のサービス提供の中止や官公署の命令等、当社の関与し得ない事由が生じた場合、旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。但し、緊急の場合において止むを得ないときは変更後に説明します。

5. 取消料

旅行契約の成立後、お客様のご都合で旅行をお取消しになる場合には次に定める取消料をお支払いいただきます。また、宿泊を伴う旅行の場合、ご参加のお客様からは 1 室ごとの利用人数の変更に対する差額代金をいただきます。

旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	取消・変更日		取消・変更料	
	a. 21 日目にあたる日以前解除(日帰り旅行にあっては 11 日前)			無 料
	b. 20 日目にあたる日以降の解除(日帰り旅行にあっては 10 日前)			旅行代金の 20%
	c. 7 日目にあたる日以降の解除(d~f を除く)			旅行代金の 30%
	d. 旅行開始日の前日			旅行代金の 40%
	e. 旅行開始日当日(日)を除く			旅行代金の 50%
f. 旅行開始後及び無連絡不参加			旅行代金の 100%	

6. お客様による旅行契約の解除

(1) お客様は上記で定める取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。

(2) お客様は下記に該当する場合、取消料を支払うことなく旅行契約を解除できます。

- 旅行契約内容に重要な変更がされたとき。
- 天災地変・戦乱・暴動・運送・宿泊機関等のサービス提供の中止や官公署の命令等、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- 当社の責に帰すべき事由により、旅行実施が不可能となったとき。

7. 当社による旅行契約の解除

(1) お客様が当社指定の期日までに旅行代金を支払われないときは、当社は旅行契約を解除する場合があります。このときは、取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。

(2) 次の項目に該当する場合は、当社は旅行契約を解除する場合があります。

- お客様が当社のあらかじめ明示した性別・年齢・資格・技能その他旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。
 - お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき。
 - お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められたとき。
 - お客様の人数がパンフレットに記載した最少催行人員に満たないとき。この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 13 日目にあたる日より前(日帰り旅行は 3 日目にあたる日より前)に旅行中止のご通知をいたします。
 - 天災地変・戦乱・暴動・運送・宿泊機関等のサービス提供の中止や官公署の命令等、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- (3) 当社は前項により旅行契約を解除したときは、既に受取している旅行代金を払い戻しいたします。

8. 添乗員

(1) 本ツアーには添乗員は同行いたしません。お客様が旅行サービスの提供を受けるために必要なクーポン券類をお渡しいたしますので、旅行サービスの提供を受けるための手続きは、お客様自身で行っていただきます。

(2) 悪天候等によってサービス内容の変更を必要とする事由が生じた場合における代替サービスの手配及び必要な手続きは、お客様自身で行っていただきます。

9. 当社の責任及び免責事項

(1) 当社は、旅行契約の履行にあたって、当社の故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の日から起算して 2 年以内に当社に対して通知があった場合に限り

ます。(2) 手荷物について生じた損害については、損害発生の日から起算して 14 日以内に当社に対して通知があったときに限り、旅行者 1 名につき 15 万円を限度(当社に故意又は重大な過失がある場合は除きます)として賠償します。

(3) お客様が次に例示するような事由により、損害を被られた場合は、当社は上記の責任を負いません。

a. 天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止

b. 運送・宿泊機関等の事故もしくは火災又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止

c. 官公署の命令、伝染病による隔離又はこれらによって生じる旅行日程の変更、旅行の中止

d. 自由行動中の事故

e. 食中毒

f. 盗難

g. 運送機関の遅延・不通など又はこれらによって生じる旅行日程の変更・目的滞滞在期間の短縮

10. お客様の責任

(1) お客様の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合、お客様は損害の賠償をしていただきます。

(2) お客様は、当社から提供された情報を活用しお客様の権利義務その他の旅行契約の内容について、理解するように努めなければなりません。

(3) お客様は、旅行開始後に契約書面に記載されている内容と異なる旅行サービスが提供されたことと認識したときは、旅行日程において速やかに当社又は旅行サービス提供者に申し出なければなりません。

11. 特別補償

(1) 当社はお客様の責任が生じるか否かを問わず、当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)の別紙特別補償規定により、お客様が旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その生命・身体又は手荷物の上に被られた一定の損害について、あらかじめ定める額の補償金及び見舞金を支払います。

(2) 当社が特別補償に基づく補償金支払い義務と損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときはその金額の限度において補償金支払義務・損害賠償義務とも履行されたものといたします。

12. その他

(1) お客様の怪我、疾病等に発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときは、それらの費用はお客様にご負担いただきます。

(2) 事故や悪天候その他止むを得ない事由により、万一滞りが遅れ、他の運送期間の利用あるいは宿泊を必要とする事態が生じても当社はその請求には応じられません。また、目的地的滞在時間の短縮による補償にも応じられません。

(3) 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。

(4) 旅館・ホテル等において、お客様が酒類・料理・その他サービス等を追加された場合は、原則として消費税等の諸税が課せられますのでご了承ください。

13. 旅行条件・旅行代金の基準

(1) 旅行条件は、2020 年 1 月 1 日を基準としています。

(2) 旅行代金は、2020 年 1 月 1 日現在の運賃・規則を基準として算出しています。

●個人情報の取り扱いについて

(1) 佐渡汽船株式会社(以下「当社」)およびご旅行をお申込みいただいた受託旅行業者(以下「販売店」)は、旅行申込みの際にご提出いただいた個人情報について、お客様との連絡や運送・宿泊機関等の手配のために必要な範囲内で利用させていただきます。そのほか、より良い旅行商品の開発や、旅行商品のご案内をお客様にお届けするために、お客様の個人情報を利用させていただくことがあります。

(2) 当社及び当社グループ企業、販売店は、各企業が取扱う商品やサービス・キャンペーンなどのご案内のために、当社が保有するお客様の個人情報のうち、お客様へのご連絡に際して必要な最小限の範囲のものについて、共同で利用させていただきます。

(3) 当社及び販売店は、お申込みいただいた旅行の手配のために、お客様の氏名・住所・電話番号などの情報を必要な範囲内で、運送・宿泊機関等及び手配代行者に対し提供いたします。

お問い合わせ・お申し込みは

新潟県知事登録旅行業 第 2-167 号

佐渡汽船株式会社 予約センター

国内旅行業務取扱管理者：本間 正栄

■電話 025-245-6122

〒950-0078 新潟県新潟市中央区万代島 9-1

(営業時間 8:30~18:00 無休)

■インターネット予約

<https://www.sadokisen.co.jp/trip-top/>

佐渡を旅する

Q 検索

ホームページからのインターネット予約はこちらから→



旅行企画 実施	新潟県知事登録旅行業 第 2-167 号 佐渡汽船株式会社 〒950-0078 新潟県新潟市中央区万代島 9-1 (一社)全国旅行業協会正会員
------------	---